

日吉津村自治基本条例策定委員会（第1回）議事録

日時：9月21日（金）午後7時～9時10分

場所：役場第1、2会議室

出席者 成瀬委員、長谷川委員、建部委員、田中委員、松岡委員、住田委員、山崎委員、土井委員、松本委員、西委員、三島委員、山路委員、田邊委員、池田委員、高森委員
中川アドバイザー

欠席者 井上委員、河中委員、奥田委員、破戸委員、川原委員
事務局 石村長、前田課長、高田課長補佐、福井主査、矢野係長

委嘱状交付

石村長より委員代表の成瀬氏へ委嘱状交付。

村長あいさつ

- ・策定委員について、公募及び学識経験者ということで20名お願いした。
- ・中川アドバイザーから、どういう観点で自治基本条例を策定していくのかということ、後ほど研修にてご指導いただく
- ・これからの日吉津村をどう作り上げていくのかということでは、村民が何を一番求めているのかしっかり議論をしながら、村の最高規範としての条例を策定していく。

（事務局）

自己紹介の前に、再度簡単に**経過説明**。

- ・住民投票を中心に、単独村政を決めた。村がいかに活力を維持していくのか。その場合、住民・役場・議会それぞれが今後の日吉津村をよく考え、それぞれの役割も果たし、また協力していく必要がある。
- ・平成18年3月に総合計画を策定した。これは5年間の基本方針である。この計画推進の中に自治基本条例の制定が盛り込まれており、多少時間がかかったが、本日策定委員会を設置させていただいた。
- ・中川先生はアドバイザー委員として、毎回は無理かもしれないが参加していただく。
- ・本委員会の他に、役場職員で構成するプロジェクトチーム、課長会を組織している。
- ・鳥取県下では平成19年3月に北栄町が策定している。鳥取市においても策定中。

自己紹介

・事務局及び各委員自己紹介

委員長・副委員長の選出

- ・選考委員の成瀬、松本、三島、事務局で選考。

成瀬さん代表で発表

委員長...田中鈴子委員

副委員長...山崎 登委員、山路 薫委員

委員長・副委員長あいさつ

協議

自治基本条例の概要等について

(事務局)

資料に沿って説明

- ・自治基本条例の制定に向けて

自治基本条例とは...「自治体の憲法」と呼ばれるもので、条例の最上位とされるもの。地域課題への対応やむらづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのか文章化したもので、自治の仕組みや基本ルールを定める。

- ・制定済市町村。県内では、北栄町 H19.3 月制定
- ・内容としては、自治を担う村民・議会・行政の役割と責任・情報公開・計画等の参加など載せていければ...
- ・策定委員会が本日スタートだが、急いでつくるというよりもじっくり議論を交わしていただき、一番良いものをつくる。つくったものが住民に浸透して実際に動くようにする。
- ・自治基本条例の必要性
2000年地方分権(地域のことは地域で考え、地域で決める)改革により、自治体の権限や責任が拡大しつつある。これに基づき、本村も村民とともに自己決定していくシステムを確立する必要があるため。

委員会の進め方及び今後のスケジュールについて

(事務局)

資料に沿って説明

- ・策定委員会等の考え方。
- ・策定・制定の体制
- ・スケジュール

今後は、1ヶ月に1~2回の策定委員会を開催する予定。スケジュール的には平成20年3月議会で条例提案の予定だが、策定にあたっては十分な協議(議論)が必要なので、延期する可能性もある。

(事務局)

- ・ご質問ご意見ありませんか？
- ・具体的には、委員長・副委員長と相談させていただき、次回以降の進め方等考えたい。
- ・役場はどうあるべきか、議会は、あるいは地域は、あるいは住民はなど、これからの日吉津はどうあるべきかと言うところから意見を出していただく方向で。

(委員)

- ・3月に条例提案・議決しなければならないか？

(事務局)

- ・十分な議論が必要なので、3月は目標であり、6月になるかもしれない。

(委員)

- ・条例のボリュームはどの程度か？

(事務局)

- ・30条あるところもある。ボリュームは話し合いにより決まるもの。委員の方々からどんどん意見を出してもらい事務局とキャッチボールしながら、議論の中で条例を決めていく。

その他

- ・特になし

自治基本条例に係る研修会

講師 中川幾郎先生(帝塚山大学法政策学部教授)

自治基本条例を必要とする時代背景

- ・二セコ町、宝塚市、伊丹市など議会の役割がない条例は、不完全条例である。このような条例はまちづくり条例。市民の役割が載っていても行政に関することが載っていないものは、市民参画条例。(二セコ町は、H17に改正あり完全自治基本条例となっている)
- ・行政の役割と責務が重要である。
自治基本条例制定の意義
- ・何のために条例をつくるか。法律理論的に議論した場合、必要ない。憲法でうたい、地方自治法は全国一律の法律となっている。しかし、小・中学生等でも分かるものをつくらなければならない。
- ・日吉津がどのようにこれから自立していくかということを考えたときに、「王子がある」「ジャスコがある」という程度の依存心でもって自立といえるか。
- ・自治体運営理念(価値)・原則を確立することになる。どの価値を優先するか。例えば、環境・人権・自立共助など。日吉津では協働・参画が原則に

なるのでは。また、今の時代、情報公開は当たり前、今後は情報の共有が原則である。

- ・ 参画、協働、情報共有がキーワード。
- ・ 市民の役割と責務、行政（首長、職員）の役割と責務、議会・議員の役割と責務を明記。三者の信託契約を明確化する。また、住民自治と団体自治を明確にした上で、市民及び市民団体の役割と責務、議会・議員の役割と責務、首長・職員の役割と責務を議論していただく。
- ・ 条例で何が一番プラスかということ、自治体独自の根拠条例として日吉津独特の制度を定めることが出来る。（例えば、住民投票、行政評価、パブリック・コメント、外部監査、NPO 支援、住民自治協議会システムなど）
自治基本条例に関わる幾つかの重要概念を通して
- ・ 参画とは計画段階からかわること。参画しなければ協働は不可能。
- ・ 情報は提供されるのは当たり前、公開も当たり前、むしろ共有まで迫る必要あり。
- ・ 市民であるためには、一定の覚悟が必要。そのまちから逃げない。そのまちに対して愛情を持つということと貢献すること。また、経営者となって、コストとパフォーマンス、つまりサービス水準と負担水準との議論と判断と決断が出来る人が市民と言うべき。そのような市民が選挙権を有する人口の1%あればまちは変わる。

行政組織内の分権化

- ・ 日吉津村村民政府をつくる。傍聴に行けば議会が変わる。日本全国に鳴り響く日吉津村をつくらう。
- ・ 第5次総合計画後期計画と村長のマニフェストと行政評価とは3点セットでかみ合っていないといけない。

まとめ

- ・ 市民、政治、行政の三角関係を深く問い直す。（市民は政治に参加・行政経営に参画する、行政も政治に出来ないことは出来ないとはっきり言う、政治も市民にもっと公開する、という関係をつくる。）
- ・ 自治を生き返らせるキーワードは、参画、協働、公開である。
- ・ ロバーツルール...人が発言しているときは割って入らず、人の発言は最後まで聴く。時間の無駄になるので同じ議論は繰り返さない。発言時間を各自がわかまえる。
- ・ 人間、批判するのは大好きである。批判をした限りは対案を出す。批判より先に提案を出せば、議論が楽しくなる。

閉 会
(事務局)

- ・ 中川先生に質疑を受けていただく時間がないので、後日事務局へ提出して

いただく。

- ・ 検討資料に日頃思っておられることを記入し、FAX 等でいただければ次回策定委員会までに意見をまとめて提示する。10月5日までに検討資料用紙に意見を記入し、事務局に提出していただく。
- ・ 会議開催案内等に伴う承諾書の説明（承諾書の提出があった場合、メール等で今後の会議開催を連絡する）
- ・ 次回の日程も未定だが、委員長等と相談の上ご連絡する。

（村長あいさつ）

- ・ 策定委員さんへまだまだ情報提供しなければと感じた。
- ・ 住民、行政、議会それぞれ役割分担をしながら、地域を自立させて行く考えであるので、今後もよろしく願いし、閉会とする。